資料	４

令和６年９月１１日
庶　　務　　課

計画へのこども等の意見反映の手法について

１　目　的

計画の主体となるこどもが計画の策定過程に参画できる機会を設け、「(仮称)教育推進プラン・江東（第３期)」にこどもの意見を反映する。

なお、令和５年４月に施行されたこども基本法において、地方自治体が策定するこども施策には、こども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられている。

２　実施概要

（１）実施方法

下記「３　実施手法（案)」の３案を候補として調整

（２）実施期間

令和７年６月～７月（予定）

３　実施手法（案）

（１）（仮称）こども教育委員会（ワークショップ型）

一般公募により区内在住のこどもから参加者を募集し、教育推進プランに掲げる４つのテーマについて、ワークショップ型の会議で意見を聴取する。

対象：区内在住の小学生（４～６年生）及び中学生

定員：各回２０名程度　　回数：４回

場所：区役所、総合区民センター、こどもプラザ、豊洲シビックセンター

（２）（仮称）こどもインタビュー（アウトリーチ型）

多様なこどもから広く意見を取り入れるため、自由に意見を書き込めるシート（模造紙）や意見回収箱等を各施設に設置する。

実施場所（例)：ブリッジスクール、ひまわり教室等

（３）（仮称）こども議会（体験参加型）

こどもが「こども議員」となり、教育施策について意見を出し合う「こども議会」を開会する。「こども議会」は、質疑応答や採決などの議会を模したロールプレイング形式で行い、提案された意見を計画に反映する。

対象：区内在住の小学生（４～６年生）及び中学生

場所：江東区議会（本会議場）

※上記３案については、内部調整の過程で内容を変更することがある。